

2 ひろしまの森づくり県民税の概要

森づくり税は、県土の保全や水源涵養等の生活環境の形成など、すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性を鑑み、県民の理解と協力のもとで、森林を県民全体で守り・育てることを目的として平成19年度に創設された。

森づくり税の仕組みや税収額等については、以下のとおりである。

(※P.45 資料3 ひろしまの森づくり県民税条例)

(1) 課税の方法

① 課税方式

森づくり税は、森林の公益的機能の恩恵は県民に広く及ぶことから、県民全体で広く・等しく分担するという考え方に基づいて「県民税均等割」の超過課税(上乘せ)方式により課税されている。

② 納税義務者と税率

ア 個人

- 【対 象】・ 県内に住所がある人。
・ 県内に事務所、事業所、家屋敷を持っている人で、その市町内に住所のない人。

(非課税対象者)

- ・生活保護法による生活扶助受給者
- ・障害者、未成年者、寡婦(夫)で、前年の合計所得金額が125万円以下の者
- ・前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の者

【税 率】 **年額 500円**(均等割額の1,000円に500円を加算)

【期 間】平成19年度分～平成23年度分

イ 法人

- 【対 象】・ 県内に事務所、事業所、寮などを持っている法人。
・ 県内に事務所などを持っている法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの。

【税 率】 **年額 均等割額の5%相当額**

資本金等の額	法人県民税 均等割額	森づくり税(5%・加算)
50億円超	年額 800,000円	年額 40,000円
10億円超～50億円以下	年額 540,000円	年額 27,000円
1億円超～10億円以下	年額 130,000円	年額 6,500円
1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	年額 2,500円
1千万円以下	年額 20,000円	年額 1,000円

【期 間】平成19年4月1日～平成24年3月31日の間に開始する各事業年度分

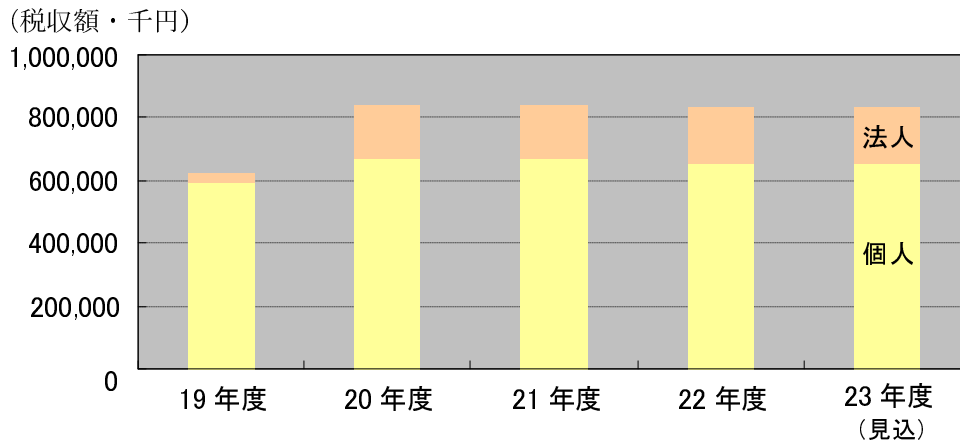
(2) 税収額等の推移

森づくり税は、約 135 万人の県民(個人)と約 7 万の法人から、毎年 8 億円超の安定した税収があり、これにより、森林整備等に計画的に取り組むことができるものとなっている。

【納税義務者数と税収額】

区 分		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	計 (千円)
納税義務者数	個人	1,372,628	1,378,447	1,377,455	1,345,407	—	—
	法人	71,484	71,343	70,464	70,041	—	—
税収額	個人	589,271	669,891	668,584	657,744	657,944	3,243,434
	法人	35,044	169,952	171,580	176,958	175,244	728,778
	計	624,315	839,843	840,164	834,702	833,188	3,972,212

※23 年度は見込額



(3) 運用管理等

森づくり税は、既存の森林・林業施策とは明確に区分した形での活用とし、また、県民税の一部として徴収されることから、その運用に当たっては、毎年度、『ひろしまの森づくり基金』へ税収相当額の積立てを行い、基金から必要となる額を取り崩して事業に充てることで管理を行っている。

(※P. 47 資料 4 ひろしまの森づくり基金条例)

(※P. 49 資料 5 ひろしまの森づくり基金の状況と事業費の推移)

【納税と運用管理の流れ】

